



■ 平成 26 年度から、70 歳から 74 歳の方が医療機関等の窓口で支払う負担割合が見直されました。

平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方へ	平成 26 年 4 月 1 日以降に 70 歳の誕生日を迎えた方へ
70 歳の誕生日の翌月から医療費の窓口負担が 2割 になります (ただし、各月 1 日が誕生日の方はその月から 2 割になります)	平成 26 年 4 月以降も医療費の窓口負担は 1割のまま 変わりません (平成 26 年 3 月 2 日～4 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、3 割から 1 割になります)
70 歳から 74 歳の方の窓口負担は法律上 2 割となっていますが、特例措置でこれまで 1 割負担とされていました。平成 26 年度から、より公平な仕組みとするために 2 割負担に見直されることとなりました。	70 歳から 74 歳の方の窓口負担は法律上 2 割となっていますが、特例措置でこれまで 1 割負担とされていました。平成 26 年度から、より公平な仕組みとするために 2 割負担に見直されることとなりました。しかしながら、既に 70 歳を迎えている方は、平成 26 年 4 月以降も、引き続き特例措置の対象となります。
<p>●対象者 平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳の誕生日を迎える方へ (誕生日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の方)</p> <p>●2 割となる期間 70 歳の誕生月の翌月 (ただし、各月 1 日が誕生日に方はその月) から (例) 平成 26 年 4 月 2 日～5 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、5 月の診療から 2 割負担になります。</p> <p>●ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり 3 割負担です なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70 歳から 2 割負担となる方は、69 歳までと比べて上限額が下がります。</p>	<p>●対象者 平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳の誕生日を迎えた方 (誕生日が昭和 19 年 4 月 1 日までの方)</p> <p>●ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり 3 割負担です なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。</p> <p>※平成 26 年 3 月 2 日～4 月 1 日に 70 歳の誕生日を迎える方は、69 歳までと比べ上限額が下がります。</p>
※平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳になられる対象者の方の新しい保険証は、順次郵送いたします。	※平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳を迎えている方は、新しい保険証を郵送してあります。

国民健康保険に関する詳しい内容につきましては、保険衛生・民生チームへお問い合わせください。

■ 後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療では、被保険者の皆様の医療費の動向などを踏まえ、2 年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。

医療費などの支出が年々増えていること等に伴い、平成 26・27 年度の保険料率を、表のとおり改定いたします。詳しい内容については、保険衛生・民生チームへお問い合わせください。

【後期高齢者医療保険料率の改定内容】

内 訳	変 更 前	変更後 (平成 26・27 年度)
均 等 割 額	48,500 円	51,500 円
所 得 割 率	9.05%	9.32%
年間負担限度額	55 万円	57 万円